

(4) 実務者会議の形態 (表5-4)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が714か所(59.8%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が330か所(27.7%)、「地域別に分けて協議する」が87か所(7.3%)となっている。

表5-4 地域協議会の実務者会議の形態 (複数回答) (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
全ての相談種別を実務者会議 として協議する	数	22	102	236	300	52	2	714
	%	45.8%	62.2%	60.7%	59.5%	67.5%	18.2%	59.8%
地域別に分けて協議する	数	7	10	33	28	2	7	87
	%	14.6%	6.1%	8.5%	5.6%	2.6%	63.6%	7.3%
相談内容別に分けて開催する	数	8	30	95	172	23	2	330
	%	16.7%	18.3%	24.4%	34.1%	29.9%	18.2%	27.7%
その他	数	11	29	33	25	3	1	102
	%	22.9%	17.7%	8.5%	5.0%	3.9%	9.1%	8.5%

## 4. ケースの進行管理の状況

### (1) ケースの登録数 (表6-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で60,419件であり、その内、児童虐待ケース登録数が33,692件(55.8%)、児童虐待以外のケース登録数が26,727件(44.2%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が28.2件、児童虐待以外のケース登録数が22.4件となっている。

表6-1 ケースの登録数 (平成19年7月末日時点)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193	
児童虐待ケース	児童虐待ケース 登録数	数	7,723	11,444	7,276	2,687	111	4,451	33,692
		%	60.3%	53.5%	48.6%	54.3%	43.2%	73.7%	55.8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	160.9	69.8	18.7	5.3	1.4	404.6	28.2
その他の 要保護 ケース	児童虐待以外のケース 登録数	数	5,081	9,963	7,690	2,257	146	1,590	26,727
		%	39.7%	46.5%	51.4%	45.7%	56.8%	26.3%	44.2%
	1地域協議会あたりの 児童虐待以外のケース登録数	数	105.9	60.8	19.8	4.5	1.9	144.5	22.4
合計		数	12,804	21,407	14,966	4,944	257	6,041	60,419
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表6-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、755か所(63.3%)で作成されている。

表6-2 ケースの進行管理台帳の作成の有無 (平成19年7月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
作成している	数	36	129	277	279	28	6	755
	%	75.0%	78.7%	71.2%	55.4%	36.4%	54.5%	63.3%
作成していない	数	11	35	106	211	45	1	409
	%	22.9%	21.3%	27.2%	41.9%	58.4%	9.1%	34.3%
無回答	数	1	0	6	14	4	4	29
	%	2.1%	0.0%	1.5%	2.8%	5.2%	36.4%	2.4%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) ケースの見直しの頻度 (表6-3)

地域協議会におけるケースの見直しは、少なくとも「3ヶ月以内に1回」見直しているが472か所(39.6%)となっている。

また「3ヶ月に1回」の248か所(20.8%)が最も多く、次いで「6ヶ月に1回」151か所(12.7%)となっている。その他の記載には、必要に応じてケースを見直すという意見が多くみられた。

表6-3 ケースの見直しの頻度 (平成19年7月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
① 1ヶ月に1回	数	4	34	44	38	4	3	127
	%	8.3%	20.7%	11.3%	7.5%	5.2%	27.3%	10.6%
② 2ヶ月に1回	数	4	17	42	25	8	1	97
	%	8.3%	10.4%	10.8%	5.0%	10.4%	9.1%	8.1%
③ 3ヶ月に1回	数	15	48	88	84	11	2	248
	%	31.3%	29.3%	22.6%	16.7%	14.3%	18.2%	20.8%
小計	数	23	99	174	147	23	6	472
	%	47.9%	60.4%	44.7%	29.2%	29.9%	54.5%	39.6%
④ 4ヶ月に1回	数	5	14	20	33	1	0	73
	%	10.4%	8.5%	5.1%	6.5%	1.3%	0.0%	6.1%
⑥ 6ヶ月に1回	数	6	12	50	72	11	0	151
	%	12.5%	7.3%	12.9%	14.3%	14.3%	0.0%	12.7%
その他	数	10	33	103	148	21	2	317
	%	20.8%	20.1%	26.5%	29.4%	27.3%	18.2%	26.6%
無回答	数	4	6	42	104	21	3	180
	%	8.3%	3.7%	10.8%	20.6%	27.3%	27.3%	15.1%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5. 関係機関等の状況

地域協議会に関係機関等がどの程度の割合で参加しているかをみると、児童相談所、警察署、教育委員会、保育所、民生・児童委員協議会、小中学校の参加率が高かった。(表7、参考4)

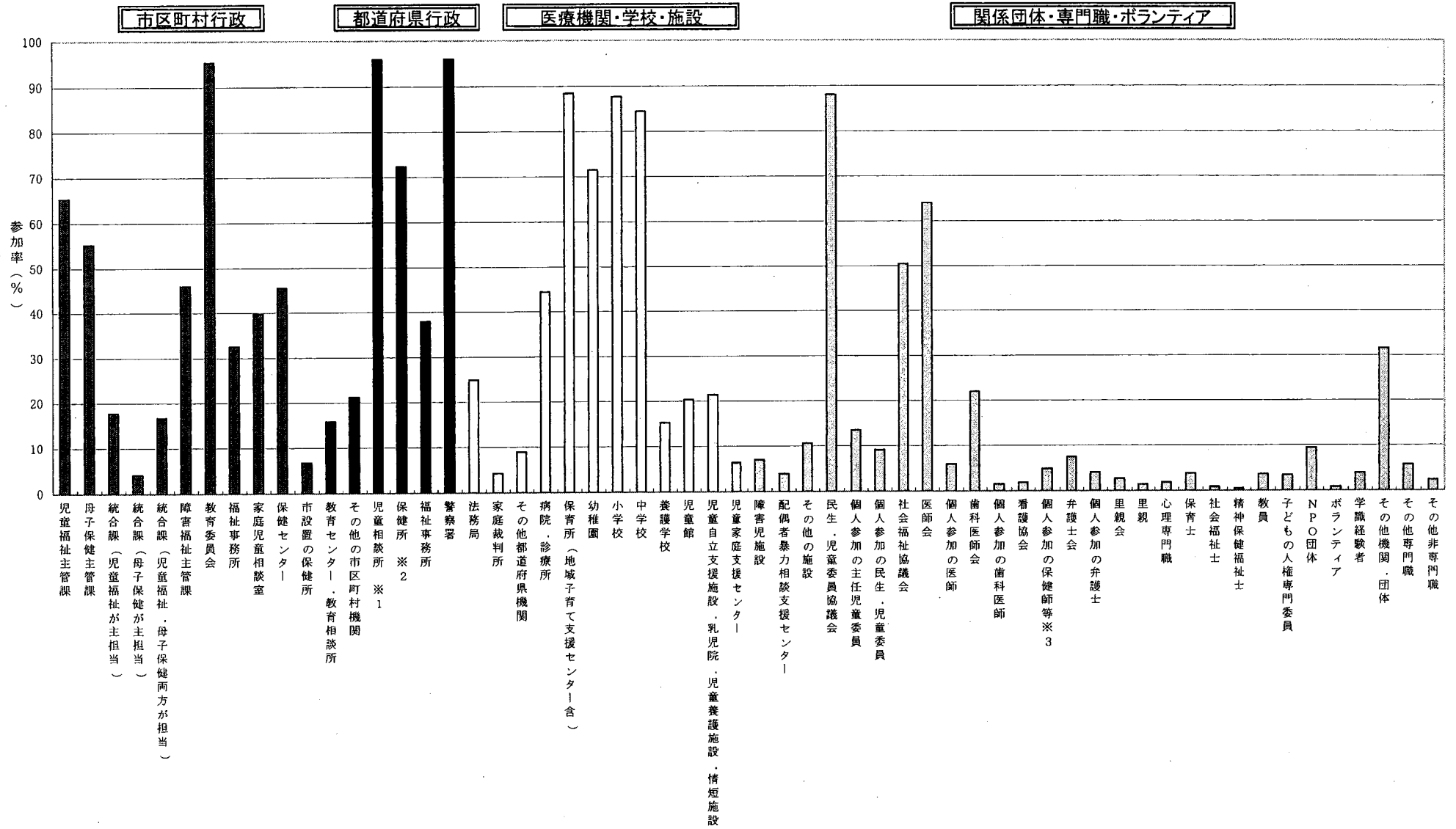
表7 地域協議会の設置形態

(平成19年4月1日現在)

設置等	行政機関	地域協議会設置数(平成19年4月1日)	都道府県					指定都市	合計	
			市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未 満)	町	村		数	%
		48	164	389	504	77	11	1,193	-	
行政機関	市町村	児童福祉主管課	45	151	317	243	17	7	780	65.4%
		母子保健主管課	38	126	277	196	14	7	658	55.2%
		統合課(児童福祉が主担当)	0	11	28	140	31	2	212	17.8%
		統合課(母子保健が主担当)	0	4	10	31	5	0	50	4.2%
		統合課(児童福祉・母子保健両方が担当)	2	7	32	130	27	1	199	16.7%
		障害福祉主管課	34	109	172	202	28	3	548	45.9%
		教育委員会	48	163	373	476	66	11	1,137	95.3%
		福祉事務所	38	103	176	52	11	8	388	32.5%
		家庭児童相談室	25	113	266	54	9	7	474	39.7%
		保健センター	28	102	194	195	18	6	543	45.5%
	市設置の保健所	26	17	11	15	2	9	80	6.7%	
	教育センター・教育相談所	29	61	63	28	1	7	189	15.8%	
	その他の市区町村機関	27	58	90	65	6	7	253	21.2%	
	国・都道府県	児童相談所	48	163	377	478	74	5	1,145	96.0%
		保健所	15	138	326	342	43	0	864	72.4%
		福祉事務所	3	20	82	304	42	1	452	37.9%
		警察署	48	163	382	470	71	11	1,145	96.0%
		法務局	20	57	124	82	9	6	298	25.0%
家庭裁判所		7	19	13	6	0	6	51	4.3%	
その他都道府県機関		9	24	30	35	7	1	106	8.9%	
医療機関・教育機関・福祉施設等		病院・診療所	24	67	164	218	49	8	530	44.4%
	保育所(地域子育て支援センター含)	36	144	339	465	62	10	1,056	88.5%	
	幼稚園	33	142	324	323	21	10	853	71.5%	
	小学校	32	141	336	458	70	9	1,046	87.7%	
	中学校	32	137	321	439	69	9	1,007	84.4%	
	養護学校	9	40	83	43	3	3	181	15.2%	
	児童館	14	38	92	89	8	2	243	20.4%	
	児童自立支援施設・乳児院・児童養護施設・情短施設	31	76	101	33	0	14	255	21.4%	
	児童家庭支援センター	4	19	30	19	2	2	76	6.4%	
	関係団体等	福祉施設	障害児施設	8	20	33	19	1	3	84
配偶者暴力相談支援センター		4	16	21	4	1	-	46	3.9%	
その他の施設		13	21	43	45	2	4	128	10.7%	
民生委員等		民生・児童委員協議会	46	149	352	426	67	11	1,051	88.1%
		個人参加の主任児童委員	6	18	40	89	8	0	161	13.5%
		個人参加の民生・児童委員	5	13	28	55	8	0	109	9.1%
社会福祉協議会		28	100	192	232	46	4	602	50.5%	
医師		医師会	46	152	332	212	13	10	765	64.1%
		個人参加の医師	5	8	17	39	3	0	72	6.0%
医師科		歯科医師会	21	79	106	47	3	7	263	22.0%
		個人参加の歯科医師	2	3	5	8	0	0	18	1.5%
保健師等		看護協会	2	8	9	1	0	1	21	1.8%
		個人参加の保健師等	1	7	15	33	3	0	59	4.9%
弁護士		弁護士会	16	31	25	6	4	8	90	7.5%
		個人参加の弁護士	13	18	12	6	0	0	49	4.1%
里親		里親会	5	5	14	5	0	3	32	2.7%
		里親	0	3	5	9	0	0	17	1.4%
心理専門職		0	6	8	7	0	0	21	1.8%	
保育士		1	7	11	25	1	0	45	3.8%	
社会福祉士		0	2	2	5	1	0	10	0.8%	
精神保健福祉士	0	2	1	3	0	0	6	0.5%		
教員	0	4	11	26	2	0	43	3.6%		
子どもの人権専門委員	3	10	13	13	2	0	41	3.4%		
NPO団体	13	35	38	17	0	9	112	9.4%		
ボランティア	0	1	1	6	1	0	9	0.8%		
学識経験者	4	14	14	12	1	2	47	3.9%		
その他機関・団体	32	74	141	109	14	7	377	31.6%		
その他専門職	6	8	16	35	3	1	69	5.8%		
その他非専門職	2	3	9	10	3	0	27	2.3%		

(参考4) 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等

(平成19年4月1日現在)



## 6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野は、「不登校・いじめ」639か所(53.6%)、「非行」605か所(50.7%)、「配偶者からの暴力」435か所(36.5%)、となっている。(表8)

表8 地域協議会における児童虐待以外の業務分野(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
非行	数	17	83	234	222	44	5	605
	%	35.4%	50.6%	60.2%	44.0%	57.1%	45.5%	50.7%
不登校・いじめ	数	17	85	236	248	49	4	639
	%	35.4%	51.8%	60.7%	49.2%	63.6%	36.4%	53.6%
配偶者からの暴力	数	11	51	164	174	34	1	435
	%	22.9%	31.1%	42.2%	34.5%	44.2%	9.1%	36.5%
その他	数	3	38	59	59	12	1	172
	%	6.3%	23.2%	15.2%	11.7%	15.6%	9.1%	14.4%

(平成19年4月1日現在)

## 7. 設置によるメリット、効果等

地域協議会設置によるメリットは、「関係機関間の情報提供・収集・共有がしやすくなった」が1,075か所(90.1%)と最も多く、次いで「児童虐待に関する理解・認識・関心が高まった」939か所(78.7%)、「関係機関相互の信頼感が高まった」842か所(70.6%)、「役割分担が明確になる」640か所(53.6%)となっている。(表9-1)

表9-1 地域協議会活動によるメリット(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
関係機関間の情報提供・収集・共有がしやすくなった	数	48	153	367	441	56	1,075
	%	100.0%	93.3%	94.3%	87.5%	72.7%	90.9%
関係機関相互の信頼感が高まった	数	45	135	296	319	38	842
	%	93.8%	82.3%	76.1%	63.3%	49.4%	81.8%
役割分担により一機関の業務負担が軽減された	数	21	62	138	138	13	374
	%	43.8%	37.8%	35.5%	27.4%	16.9%	18.2%
対応の迅速化が図られた	数	20	49	107	83	10	272
	%	41.7%	29.9%	27.5%	16.5%	13.0%	27.3%
児童虐待に関する理解・認識・関心が高まった	数	43	150	320	367	50	939
	%	89.6%	91.5%	82.3%	72.8%	64.9%	81.8%
地域の子育てサービス資源の必要性の検討につながった	数	18	59	134	131	17	365
	%	37.5%	36.0%	34.4%	26.0%	22.1%	54.5%
担当者の精神的負担感やストレス軽減	数	14	66	126	119	12	341
	%	29.2%	40.2%	32.4%	23.6%	15.6%	36.4%
役割分担が明確になる	数	36	101	236	235	24	640
	%	75.0%	61.6%	60.7%	46.6%	31.2%	72.7%
業務の押し付け合いが減った	数	17	51	113	112	7	302
	%	35.4%	31.1%	29.0%	22.2%	9.1%	18.2%
その他	数	2	9	12	10	2	37
	%	4.2%	5.5%	3.1%	2.0%	2.6%	18.2%



## 8. 活動上の困難点

地域協議会の活動上の困難点は、「スーパーバイザーがない」が685か所(57.4%)、「調整機関に負担が集中してしまう」662か所(55.5%)、「効果的な運営方法が分からない」が619か所(51.9%)となっており、人材確保と運営上の困難さが多くみられる。(表9-2)

表9-2 地域協議会活動による困難点(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
効果的な運営方法がわからない	数	22	79	215	263	34	619
	%	45.8%	48.2%	55.3%	52.2%	44.2%	54.5%
関係機関の協力が得られにくい	数	3	10	20	20	2	55
	%	6.3%	6.1%	5.1%	4.0%	2.6%	0.0%
参加者が定着せず、積み上げができない	数	8	23	45	53	4	134
	%	16.7%	14.0%	11.6%	10.5%	5.2%	9.1%
調整機関に負担が集中してしまう	数	39	110	203	273	30	662
	%	81.3%	67.1%	52.2%	54.2%	39.0%	63.6%
スーパーバイザーがない	数	24	91	230	292	41	685
	%	50.0%	55.5%	59.1%	57.9%	53.2%	63.6%
予算・人員の確保が困難	数	27	70	176	214	29	523
	%	56.3%	42.7%	45.2%	42.5%	37.7%	63.6%
その他	数	2	7	8	10	5	32
	%	4.2%	4.3%	2.1%	2.0%	6.5%	0.0%

## 9. 機能充実のための課題

地域協議会の機能充実のための課題は、「関係機関構成員の基礎知識と危機感の共有化が必要」が856か所（71.8%）と最も多く、次いで「効果的な会議運営方法が必要」800か所（67.1%）、「調整機関職員の専門職化、人材確保が必要」648か所（54.3%）となっている。（表9-3）

表9-3 地域協議会活動による課題（複数回答）

	都道府県						指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
調整機関職員の専門職化、人材 確保が必要	数	31	105	225	259	22	6	648
	%	64.6%	64.0%	57.8%	51.4%	28.6%	54.5%	54.3%
児童相談所との役割分担の明確 化	数	26	94	204	236	28	8	596
	%	54.2%	57.3%	52.4%	46.8%	36.4%	72.7%	50.0%
関係機関構成員の基礎知識と危 機感の共有化	数	40	129	291	341	47	8	856
	%	83.3%	78.7%	74.8%	67.7%	61.0%	72.7%	71.8%
効果的な会議運営方法が必要	数	33	124	261	331	42	9	800
	%	68.8%	75.6%	67.1%	65.7%	54.5%	81.8%	67.1%
その他	数	1	11	15	16	2	1	46
	%	2.1%	6.7%	3.9%	3.2%	2.6%	9.1%	3.9%

## 10. 設置していない理由

地域協議会を設置していない理由は、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」229か所（36.1%）、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」216か所（34.1%）といったような人材確保の困難さを理由とするものが多くみられる。

また「各機関の通常業務で要保護児童対策への対応可能」229か所（36.1%）、「子育て支援ネットワークなどで対応可能」153か所（24.1%）といったような既存の体制で対応可能という理由もみられる。これに対し「虐待の問題がない、あるいは優先順位が低い」という理由が157か所（24.8%）みられる。（表10）

表10 地域協議会の設置をしていない理由（複数回答）

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
協議会未設置数 (平成19年4月1日)	16	39	130	324	117	8	634	
トップの理解がない	数	0	2	3	11	1	17	
	%	0.0%	5.1%	2.3%	3.4%	0.9%	2.7%	
予算確保が困難	数	2	7	16	63	29	118	
	%	12.5%	17.9%	12.3%	19.4%	24.8%	18.6%	
人材確保が困難	調整機関のコーディネーターの人員確保が困難	数	4	11	40	123	50	229
		%	25.0%	28.2%	30.8%	38.0%	42.7%	36.1%
	地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難	数	3	7	33	127	45	216
		%	18.8%	17.9%	25.4%	39.2%	38.5%	34.1%
その他	数	0	1	5	14	5	25	
	%	0.0%	2.6%	3.8%	4.3%	4.3%	3.9%	
設置・運営の手法が分からない	数	1	3	24	63	32	123	
	%	6.3%	7.7%	18.5%	19.4%	27.4%	19.4%	
市町村合併があった又は予定がある	数	1	6	23	45	5	81	
	%	6.3%	15.4%	17.7%	13.9%	4.3%	12.8%	
虐待の問題がない、あるいは優先順位が低い	数	0	1	8	90	58	157	
	%	0.0%	2.6%	6.2%	27.8%	49.6%	24.8%	
関係機関の協力が得られない	数	0	2	6	10	4	22	
	%	0.0%	5.1%	4.6%	3.1%	3.4%	3.5%	
各機関の通常業務で要保護児童への対応可能	数	3	9	35	133	48	229	
	%	18.8%	23.1%	26.9%	41.0%	41.0%	36.1%	
既存の子育て支援ネットワークなどで対応可能	数	1	11	38	83	19	153	
	%	6.3%	28.2%	29.2%	25.6%	16.2%	24.1%	
既存の虐待防止ネットワークはあるが手続きが困難	数	2	3	12	30	6	55	
	%	12.5%	7.7%	9.2%	9.3%	5.1%	8.7%	